

印刷機の使用上の注意について

この印刷機はコピー機と違います。

末永く使用するために、皆で以下の使用上の注意を守りましょう。

守られてないことが発覚した場合は使用禁止とします。

- ①個人的内容(卒業論文関連除く)に使用しないでください
- ②原稿1枚につき20枚以上印刷するものだけにしてください
- ③印刷用紙は持参してください(試し刷り用紙は、資料展示室に用意している裏面のみ白紙の用紙を使用して結構です)
- ④地域研究センター職員に原稿を確認してもらい、了承を得て地域研究センターにある「印刷機使用簿」に記載してください。
- ⑤印刷機が置いてある資料展示室の鍵を預かった人は、紛失しないようにしてください(紛失した場合は、鍵作製の実費負担をいただきます)
- ⑥印刷機使用者が連続して、資料展示室の鍵が開いていても、「印刷機使用簿」に記載した後に順番を守って並んでください。
- ⑦印刷する過程で発生したゴミ(試し刷りした後の不要な紙など)は、自己責任ですべて持ち帰ってください。資料展示室をゴミなどで汚さないようにしてください。
- ⑧紙づまりなど印刷機のトラブルは、できる限りトラブル解消に努めてください。解消できない場合は、地域研究センター職員に支援を求めてください。
- ⑨使用対象者は、凌雲祭実行委員、学友会メンバー、宮崎公立大学課外活動団体所属員、卒業行事等実行委員、卒業論文提出者ですので、それ以外の学生は使用しないでください。

使用日時(凌雲祭実行委員以外)は、以下のとおりです。厳守してください。

〈使用可能日〉

以下の期日を除く日を使用可能とする(宮崎公立大学施設管理者である事務局長が特別に認めた日は可とする)

- ①年末・年始(12月29日～1月3日)
- ②土曜日・日曜日・祝日(凌雲祭当日は可とする)
- ③学内への立ち入りが禁止されている日
 - ・推薦入学試験実施日、及びその準備に係る日
 - ・特別選抜試験実施日、及びその準備に係る日
 - ・大学入試センター試験実施日、及びその準備に係る日
 - ・宮崎公立大学入学試験前期・後期日程実施日、及びその準備に係る日
 - ・施設管理者である事務局長が学内立ち入り禁止とした日

〈使用時間—8:30～17:00〉